

諮問事項2 請願・陳情付託除外基準の拡大について
私人間の争いに関する陳情（民間紛争）を付託除外とする
及び
諮問事項5 請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 課題

陳情をHP上で公開する場合は、その内容により、下記（１）～（４）の弊害が生じる恐れがある。

- （１）個人情報の漏えい
- （２）事実と異なる又は明らかなでない内容を掲載することにより、風評被害が発生
- （３）提出者の思想・信条を広めることに関与
- （４）私人間の紛争に影響

2 解決策

HP上での公開に適さないと考えられる陳情は、公開を原則とする議会における審査にもなじまないものと考えられることから、他区における付託除外基準の例等を参考に、付託除外基準の内容または運用の見直しを行う。

3 これまでの検討状況

（１）追加する付託除外基準案

- ①法令又は公序良俗に反するもの
- ②個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの
- ③職員・議員の身分に関し、個別の処分を求めるもの＜説明文に追加＞
- ④私人間の紛争に関するもの
- ⑤趣旨等が不明確なもの

（２）合意に至らなかった付託除外基準案

- ①同一期間内（１～４定例会）でかつ、同趣旨で特段の変化がないもの
- ②区内に住所を有しない者（在勤・在学者は除く）から提出されたもの
- ③国際紛争に関するもの
- ④外交問題に関するもの

4 本日の論点

（１）「私人間の紛争に関するもの」の説明文について

案①【説明】私人間の争いに起因して条例制定や都市計画決定・変更を求めるなど区の関与が大きいものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。
案②【説明】私人間の争いに起因して区としての対応や責任が問われたり、新たなルールづくりや政策決定が求められたりするものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。
案③【説明】私人間の争いに起因して条例制定や都市計画決定・変更を求めるなど、区としての対応や責任が問われるものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。

（２）陳情の区議会HP上での公開の可否について

付託除外基準を追加することにより、項番１の課題が解決されるか。

【参考】付託除外基準改正案（下線が改正箇所）

（１）係争中のもの、または調停中のもの

【説明】現に係争中または調停中の事件に対して、議会が態度表明することはなじまない。

（２）郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの

【説明】住所、連絡先等が不明確な場合、提出した個人、団体が実在するのか、また明らかに本人の意思なのか確認ができない。更に、内容に不備、不明確な点があった場合の確認もできないため、審議に支障を来すことが考えられる。

（３）法令に反すると思われるもの、または特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがあるなど公序良俗に反すると思われるもの　〔一部修正〕

【説明】法令や公序良俗に反するような内容に対して、議会が態度表明することはなじまない。

（４）個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害する恐れがあるもの　〔新規〕

【説明】公開の場である議会において、個人の秘密の暴露やプライバシーを侵害する恐れのある議論を行うことはなじまない。なお、議員や職員の身分に関するものについても、同様の恐れがある場合は付託除外とする。

（５）既に願意が達成されているもの

【説明】既に事業計画が決定している、または予算措置がされているもの。

（６）私人（法人を含む）間の争いに関するもので、双方で自主的に解決すべきもの　〔新規〕

案①【説明】私人間の争いに起因して条例制定や都市計画決定・変更を求めるなど区の関与が大きいものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。

案②【説明】私人間の争いに起因して区としての対応や責任が問われたり、新たなルールづくりや政策決定が求められたりするものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。

案③【説明】私人間の争いに起因して条例制定や都市計画決定・変更を求めるなど、区としての対応や責任が問われるものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。

（７）趣旨等が不明確なもの　〔新規〕

【説明】議会に求める内容が不明確なものは、議会の審査になじまない。

（８）その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの